

京都市訓令甲第 4 号

序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和2年5月29日

京都市長 門 川 大 作

別表第2子ども若者未来部長の項に次の1号を加える。

(10) 子育て世帯への臨時特別給付金の給付の決定及び給付金の支出決定に関する事。

附 則

この訓令は、令和2年6月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)